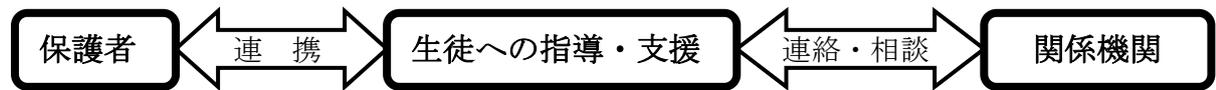
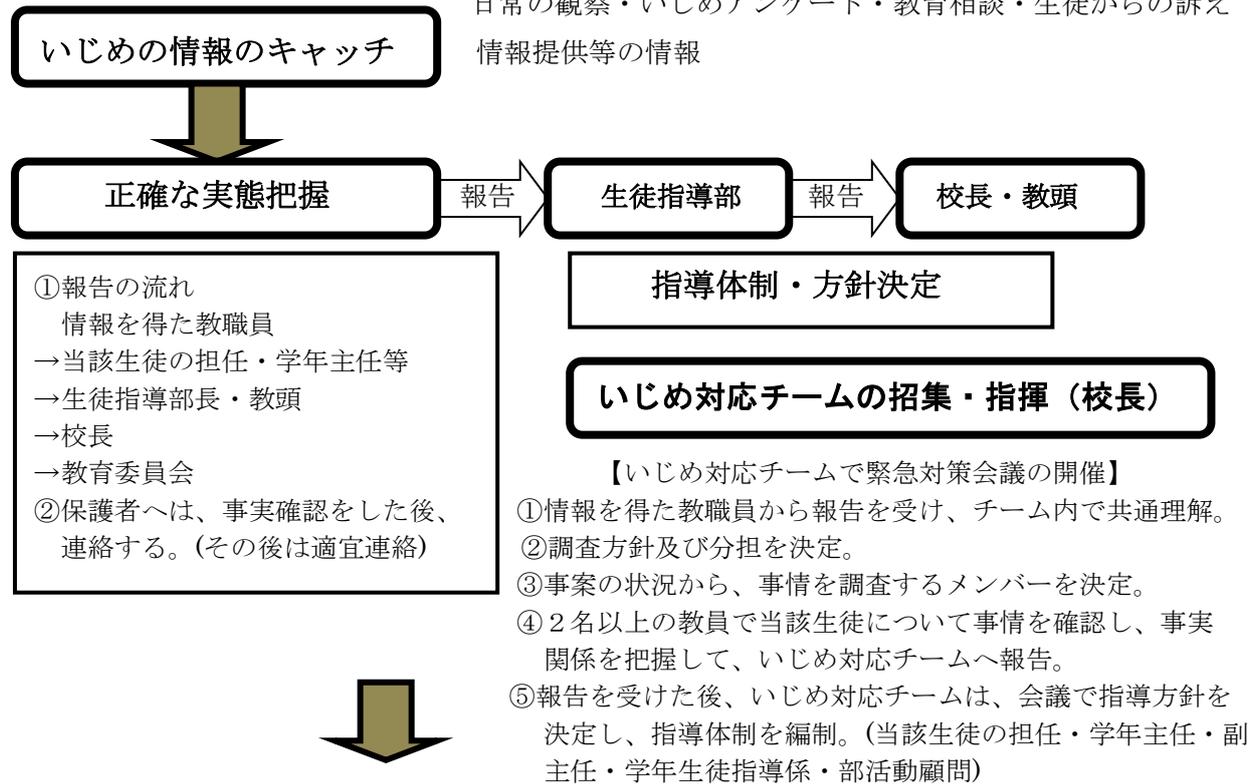


組織的対応

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・生徒からの訴え
情報提供等の情報



- ①いじめ解消に向けた指導をする。
 - a：いじめられた生徒には、どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。
 - b：いじめた生徒には、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ②暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

- ・警察（西区警察署安全生活課少年係）078-992-0110（代）
- ・神戸西部少年サポートセンター 078-653-0016
- ・こども家庭センター 078-382-2525
- ・西区社会福祉事務所 078-731-4341（代）



- ①いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ②キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③再発防止・未然防止活動は継続していく。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、エスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- a：生徒に、ネットの関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
- b：誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。